

平成28年10月 衆議院議員補欠選挙

の在外投票が実施されます

告示 10月11日(火)

日本国内投票日10月23日(日)

この選挙に投票するには、**在外選挙人証が必要です。お手元がない場合は、投票できません。**
【在外公館投票】・【郵便等投票】・【国内投票】のいずれかの方法で投票します。**選挙公報は、告示後に各選挙管理委員会のホームページでご覧ください。**外務省ホームページにもリンクがあります。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

フィリピンでの在外公館投票 日程 平成28年10月12日(水)

於:日本国大使館(マニラ)、セブ及びダバオ領事事務所

午前9時30分～午後5時(投票は1日限りです)

東京都第10区 及び **福岡県第6区** の方が投票できます。小選挙区は、在外選挙人証に明記しています。小選挙区が分からない場合は、お持ちの在外選挙人証に表示している選挙管理委員会にお問い合わせください。

【在外公館投票】

日本大使館・総領事館・領事事務所などの在外公館に設置される投票記載場所で投票する方法で、日程は、上記のとおりです。

◎持参書類

- ①在外選挙人証
- ②旅券等の公的身分証明書

①、②両方

(上記②の代用として、日本国発行の運転免許カード、パスポート、在留カード、在留手帳、にフィリピン共和国の住所が記載されている場合は、そのいずれかを持参してください。)

郵
交
付

【郵便等投票】

登録先の市区町村選挙管理委員会(選管)から、直接、投票用紙の交付を受け、選管へ郵送する方法です。

投票

「在外選挙人証」を選管に郵送し、投票用紙と在

りした「在外選挙人証」を、外

付しません) 選管より投票終了後、選管の住所

平成28年10月、
衆議院議員補欠選挙は、
全て終了しました。

付
け

選挙時に一時帰国する場合は、在外選挙人証を日本国内における投票所へ持参してください。選挙管理委員会(選管)にお問い合わせください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote3.html>

- ①期日前投票 選管が指定した期日前投票時において投票します。
- ②不在者投票 お持ちの在外選挙人証を交付した市区町村以外において投票します。
- ③投票所における投票 国内投票日当日に、選管が指定した投票所において投票します。

お問い合わせ先:在フィリピン日本国大使館領事班 02-834-7508 (Dial4)

在セブ領事事務所 032-231-7321~2 在ダバオ領事事務所 082-221-3200